

東京局間連第 2-27 号

令和 2 年 6 月 1 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会

会長 片岡 直公



令和 2 年度以降の間税会活動の基本方針 (重点施策) について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、東京国税局間税会連合会（以下「東京局間連」という。）の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

東京局間連では、全国間税会総連合会が定めた平成 26 年 4 月以降の最重点施策を踏まえ、東京局間連で独自施策を策定し、目標達成に向けた積極的な取り組みをお願いしてきた結果、東京局間連全体としてはそれ相応の成果を挙げる事ができましたこと、深く感謝を申し上げます。

また、間税会に関わりの深い消費税につきましては、令和元年 10 月 1 日から税率の 10% への再引上げと併せて軽減税率制度が導入されるとともに、令和 5 年 10 月 1 日からは仕入税額控除の仕組みが「区分記載請求書等保存方式」から、いわゆる「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」に改められるなど、消費税制度も新たな時代を迎えました。

このような状況変化等を踏まえ、東京局間連では、令和 2 年度以降の間税会活動について、「当分の間」の基本方針（重点施策）を定めることとし、5 月 29 日（金）の「常任理事会」において、別紙資料「令和 2 年度以降の間税会活動の基本方針（重点施策）」について「書面による審査」により承認をいただきました。

付きましては、当面は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会活動全体を自粛し弾力的な対応とせざるを得ない状況にありますが、感染状況が落ち着き会活動を再開する際には、常任理事会で承認された「間税会活動の基本方針（重点施策）」を踏まえた取組みを展開していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

令和 2 年度以降の間税会活動の基本方針 (重点施策) について

2. 5. 29 (金) 東京局間連 常任理事会

全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)では、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げ等により、消費税の会である間税会の果たすべき役割が、益々、高まってくることを踏まえ、平成 26 年 4 月以降の最重点施策を 3 点【①消費税完納運動の更なる推進、②消費税の啓発活動等の拡充、③会員増強による組織拡大等】決定し、各局間連に対して 6 年間に亘り、目標達成に向けた積極的な取組みを実施するよう要請してきた。

東京国税局間税会連合会(以下「東京局間連」という。)では、全間連が定めた最重点施策を踏まえ、東京局間連で独自施策を策定し、6 年間に亘り、目標達成に向けた積極的な取組みをお願いしてきた結果、傘下間税会によって取組みに温度差はあるものの、東京局間連全体としてはそれ相応の成果を挙げることができたものと評価している。

その間、間税会が導入に強く反対してきた消費税の軽減税率制度が令和元年 10 月 1 日から消費税率 10%への再引上げに併せて実施されるとともに、令和 5 年 10 月からは仕入税額控除の仕組みが「区分記載請求書等保存方式」から、いわゆる「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」に改められるなど、消費税制度も新たな時代を迎えることとなった。

以上のような状況変化等を踏まえ、東京局間連では、令和 2 年度以降の間税会活動について、「当分の間」の基本方針(重点施策)を次のとおり定めたので、各間税会の活動に反映することとする。

ただし、当面は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会活動全体を自粛し弾力的な対応とせざるを得ない状況にあるが、感染状況が落ち着き会活動を再開する際には、「令和 2 年度以降の間税会活動の基本方針(重点施策)」を踏まえた取組みを展開することとする。

記

(重点施策)

1 消費税完納運動のより積極的な展開

- (1) 全間連では、「預かり金的性格」を有する消費税の滞納発生を懸念し、従来から「消費税完納運動」を推進してきたところである。

特に平成 26 年 4 月以降の消費税率の引上げに伴い、滞納増加が懸念されるため、同年 9 月 26 日に開催された「全間連の福岡大会」において「消費税期限内完納推進宣言」を行い、宣言書を国税庁長官へ手交し、対外的に活動を展開していくことを表明した。

その後、全間連の傘下間税会においても、順次、完納宣言等が実施されてきた。

(2) そのような中、令和元年 10 月からの消費税率 10%への再引上げにより、今後、新規発生滞納の増加も懸念されるとして、国税庁から全間連に対して同年 12 月 23 日付の文書で「国税庁においては、消費税率引上げ前後の留意点や納税資金の積立ての必要性、便利な納付手段などをまとめたリーフレットを作成し、これまで以上に期限内納付等に関する周知・広報に取り組んでいくこととしている」ので、広く周知していただきたいとの協力依頼があった。

(3) したがって、今後の消費税完納運動の展開に当たっては、国税庁からの協力依頼文書に基づき、東京局間連会長から各間税会会長宛てに発遣された文書（令和元年 12 月 26 日東京局間連第 31-89 号「期限内納付等に関する周知の御協力のお願い」別添資料参照）も踏まえながら、次に掲げる取組みを積極的に行うことで「消費税完納運動」のより積極的な展開を図ることとする。

ただし、当面は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会活動全体を自粛し弾力的な対応とせざるを得ない状況にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少し納税が困難な方については、新たな立法措置により「納税を猶予する特例制度」が創設されている状況にあること等を考え合わせると、消費税完納運動については、当面、自粛することとし、感染状況等が落ち着いた段階から、次に掲げる期限内納付等に関する取組みを展開していくこととする。

① ここ 1～2 年は確定申告期の納付税額が前年度の納付税額より想定以上に多くなること（8%⇒10%、1.25 倍より多額となること）を周知するとともに、

② これまでの取組みである

イ 消費税の計画的な納税資金の備蓄運動の実施

ロ 振替納税制度やダイレクト納付制度の推進

ハ 地元金融機関に対する消費税期限内納付のための商品化（金利を優遇する納税預金等の商品化）の働き掛け

ニ 宣伝カー・横断幕・懸垂幕等による期限内納付の周知活動

ホ 消費税期限内完納推進宣言の実施など

（参考）平成 26 年 4 月の消費税増税後の滞納状況の推移

区分	東京国税局管内				全 国			
	新規発生額 (億円)	前年度比 (%)	滞納残高 (億円)	前年度比 (%)	新規発生額 (億円)	前年度比 (%)	滞納残高 (億円)	前年度比 (%)
25 年度	946	84.4	1,893	92.2	2,814	88.5	3,564	90.0
26 年度	1,096	115.9	1,807	95.5	3,294	117.1	3,477	97.6
27 年度	1,459	133.1	1,716	95.5	4,396	133.4	3,340	96.0
28 年度	1,261	86.4	1,596	93.0	3,758	85.5	3,100	92.8
29 年度	1,237	98.1	1,587	99.4	3,633	96.7	3,028	97.7
30 年度	1,208	97.7	1,542	97.2	3,521	96.9	2,904	95.9

2 消費税の啓発活動等の更なる強化

- (1) 間税会では、従来から改正消費税を含む消費税、印紙税その他の間接税に関する研修会や説明会等を積極的に開催し、消費税の啓発活動等に努めてきているところである。
- (2) 特に直近では、令和元年 10 月から実施された消費税の軽減税率制度については、間税会として導入に強く反対する一方で、税務関係民間団体として軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう、研修会や説明会等を積極的に開催してきているところである。

(参考) 平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 9 月末までの間の「消費税軽減税率制度説明会等」の開催状況は次のとおりであった(東京局間連分)

区 分	東京局間連開催分		単位間税会開催分		合 計	
	開催件数/ 見込件数 (件)	参加者数/ 見込人数 (名)	開催件数/ 見込件数 (件)	参加者数/ 見込人数 (名)	開催件数/ 見込件数 (件)	参加者数/ 見込人数 (名)
30.4.1～	内 8	内 709	内 88	内 4,847	内 96	内 5,556
31.4.30/実績	8	709	197	11,777	205	12,486
01.5.1～	内 0	内 0	内 44	内 2,324	内 44	内 2,324
01.9.30/見込	0	0	84	3,924	84	3,924
計	内 8 8	内 709 709	内 132 281	内 7,171 15,701	内 140 289	内 7,880 16,410

(注 1) 内書は、間税会主催で開催した研修会等の事績である。

(注 2) 上記の開催状況は、平成 31 年 3 月 7 日東京局間連第 30-108 号(「消費税軽減税率制度説明会等」の開催状況調べについて)に基づき報告があった事績による。

- (3) 傘下間税会においては、新型コロナウイルスの感染状況の推移を注視しながら、今後とも、軽減税率の対象範囲や区分経理の仕方、更には申告書の作成方法などをテーマとした研修会等を開催するとともに、国税当局とも協議しながら、仕入税額控除方式である「区分記載請求書等保存方式」と、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」の違いなどをテーマとした研修会等を積極的に開催することとする。

なお、研修会等の開催に当たっては、例えば、地元で活動している業種団体や商店街の構成員など間税会の会員以外の方々にも声掛けすることにより。会員の加入勧奨にも繋がるよう留意する。

3 会員増強による組織拡大等

- (1) 東京局間連では、平成 26 年 4 月以降、全間連の「最重点施策」を踏まえ、順次、「会員増強に関する数値目標」を策定し、6 年間に亘り会員増強に取り組んできた結果、令和 2 年 4 月 1 日現在の会員数は 20,327 名(前年対比+7 名)とな

り、会員増強により積極的な取組みを開始した6年前の平成26年4月1日現在の会員数17,853名に比し2,474名の増員を確保することができ、それ相応の成果を挙げることができた（別添資料「平成26年4月以降の6年間における東京局間連傘下間税会の会員数増減表」を参照）。

（参考）平成26年4月以降の会員数の推移

区分	東京局間連			全 国		
	26.4.1現在	29.4.1現在	02.4.1現在	26.4.1現在	29.4.1現在	02.4.1現在
会員数/名	17,853	20,428	20,327	87,399	91,222	89,960
平成26年4月1日対比	増減数/名	2,575	2,474	増減数/名	3,823	2,561
	増減率/%	114.4	113.9	増減率/%	104.4	102.9

- (2) 間税会活動を強化し活性化等を図っていくためには、何よりも間税会の仲間を増やし組織拡大を図り財務基盤を強化し、間税会の存在感を高め、発言力を強めていくことが肝要である。

また、東京局間連は、全間連の会長を擁し、かつ、活動の拠点として全間連の中核を担っていることから、組織面・活動面において各局間連のリード役を果たすことが強く期待されており、84の全ての傘下間税会が、その思いを同じにして一体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

- (3) 東京局間連としては、「会員増強に関する数値目標」を設定しないが、傘下間税会においては、「会員増強による組織拡大及び財務基盤の強化」の重要性等に鑑み、引き続き、次の点に留意しながら積極的な取組みを展開することとする。

- ① 「組織拡大委員会」といった会員増強専担組織を設立し、責任を持った取組体制を構築すること。
- ② 毎年、会員増強に関する数値目標を策定し、役員又は地区ごとに増員数を割り振るなど、会員増強について計画的な取組みを行うこと。
- ③ 会長は副会長等の理解等を得ながら、会員増強に対する取組姿勢を明確にすること。
- ④ 役員又は地区ごとに、会員増強の進捗状況を定期的に発表させ、危機意識を醸成すること。
- ⑤ 消費税の実質負担者である消費者も、会員の加入勧奨の対象とすること。その際、正会員より年会費を安くする「新分野の会員制（ファミリー会員、準会員、パートナー会員など）」の導入についても検討すること。
- ⑥ 役員は「勧誘グッズ（入会案内書、入会用紙など）」や「間税会のしおり」などを常に持ち歩くこと。
- ⑦ 新規会員に対しては、勧誘者等が少なくとも1～2年は研修会や総会等の案内などのサポート（声掛け等）をすること。

- ⑧ 各種行事の懇親会の席上や会報等において、新規会員を紹介し、会に定着するよう配慮すること。

(参考資料) 東京局間連の「關口雅章副会長」が作成した「間税会の組織拡大強化について(会員増強・退会防止のために)」を参照。

4 租税教育の推進(「税の標語」募集活動、クリアファイル等の配布活動等)

- (1) 全間連では、納税道義の高揚、税の啓発・広報等を通じて租税教育を推進する観点から、平成5年から「税の標語」を募集し、優秀作品の表彰と活用に取り組んできているところである。

東京局間連でも間税会活動の中核の一つとして「税の標語」の募集活動等に積極的に取り組んできた結果、直近5年間における応募点数は1.3倍と大幅な増加を示し、令和元年度には応募点数が約21万点、募集活動に参加した間税会数は84単会のうち82単会であった。

(参考)「税の標語」の応募点数の推移

区 分	東 京 局 間 連			全 国		
	応募点数 (点)	前年度比 (%)	増加点数 (点)	応募点数 (点)	前年度比 (%)	増加点数 (点)
27年度	162,522	120.6	27,754	315,215	115.2	41,680
28年度	168,523	103.7	6,001	346,886	110.0	31,671
29年度	191,453	113.6	22,930	419,103	120.8	72,217
30年度	196,811	102.8	5,358	452,388	107.9	33,285
元年度	211,555	107.5	14,744	507,026	112.1	54,638

- (2) また、全間連では、消費税の周知活動の一環として、平成13年度から「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等を作成し、税金展の会場や街頭広報の場などで広く国民の皆様に配布するとともに、小中学生の租税教育用教材などにも活用されており、間税会のシンボリックな活動として関係者から高い評価をいただいているところであり、ここ数年、100万枚程度作成し配布しているところである。

東京局間連においても、クリアファイル等の増刷等に努めてきているところであり、ここ数年、全間連の約5割を占める49万枚前後を作成し、有効活用に取り組んでいるところである。

- (3) 傘下間税会においては、新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら、引き続き、「税の標語」の募集活動の拡充や、クリアファイル等の増刷と配布活動、更にはクリアファイル等のDVD版を活用した「ミニ租税教室の開催」やバス研修などの教材として活用し、間税会の活動の更なる活性化を図ることとする。

5 税制及び執行に関する意見・要望の提出と提言活動

- (1) 全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言書を取りまとめ、財務省及び国税庁へ提出するとともに、与野党の関係機関によるヒアリング等にも出席し、間税会の考え方を陳述してきているところである。
- (2) 全間連が導入に強く反対してきた消費税の軽減税率制度が、令和元年 10 月 1 日から消費税率の 10% への再引上げと併せて実施されることを踏まえ、「令和元年度の税制改正提言書」からは、従来から要望していた「単一税率の維持」を要望事項から削除する一方で、消費税の税率構造（消費税の逆進性）等に関する全間連の考え方を付記する形で対外的に明記したところである。
- (3) 今後の提言書の方向性については、軽減税率による複数税率制度を前提にしつつ、今後の我が国の財政において、最も大きな税収をもたらすこととなる消費税制度について、より公平で合理的な制度になるよう、消費税の担税者である消費者の目線にも立った提言内容にしていくことが望ましいと考えられる。
- (4) したがって、東京局間連の傘下間税会においては、税制改正提言書の参考資料に資する観点から全間連が実施する「消費税等に関するアンケート調査」に前向きに取り組むとともに、税制改正等に関する意見・要望等を取りまとめ、東京局間連を通じて全間連に提案し、毎年、全間連が作成する税制改正提言書に反映されるよう努めることとする。

東京局間連第 31－89 号

令和元年 12 月 26 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会
会 長 片岡 直公



期限内納付等に関する周知の御協力をお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題のことについて、別紙のとおり、全国間税会総連合会会長から連絡がありましたので、対処方宜しくお願い申し上げます。

全間連第 1－50 号

令和元年 12 月 25 日

各局間連会長 殿

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義



期限内納付等に関する周知の御協力をお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国税庁から本年 10 月の消費税率の引上げにより、今後、新規発生滞納が増加することが懸念されることを踏まえ、全間連に対し、これまで以上に期限内納付等に関する周知・広報に取り組んでいただくよう協力依頼文書が参りましたので、傘下間税会への周知方等、宜しくお願い致します。

なお、国税庁からの協力依頼文書については、全間連のHPにも掲載する予定ですので、お含み置き願います。

全国間税会総連合会
会長 大谷 信義 殿

国税庁徴収部
徴収課長 山上 淳一

期限内納付等に関する周知の御協力のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付や利便性の高い納付手段に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

さて、本年 10 月に消費税率が引き上げられましたが、過去の消費税率引上げ時の状況を見ると、今後新規発生滞納の増加も懸念されます。

このため、国税庁においては、消費税率引上げ前後の留意点や納税資金の積立ての必要性、便利な納付手段などをまとめたリーフレット（別添）を作成し、これまで以上に期限内納付等に関する周知・広報に取り組んでいくこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、各国税局連合会、各県連合会、各間税会及び各会員の皆様に対し、リーフレットを活用して、会議・研修等の場や、貴会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していただくようお願いいたします。

また、国税局及び税務署から、各国税局連合会、各県連合会、各間税会へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、その旨併せて周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 別添のほか、期限内納付等の周知に活用できるリーフレット等については、国税庁ホームページに掲載いたしますのでご活用ください。

・ 国税庁ホームページの掲載場所

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続
> 納税・納税証明書に関するリーフレット

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/02.htm>

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から10%になりました。（注）

（注）税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。

期限内納付のために

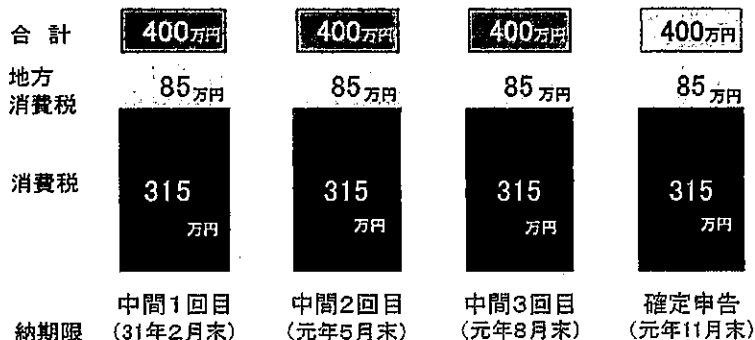
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和元年（2019年）9月期（税率引上げ前）

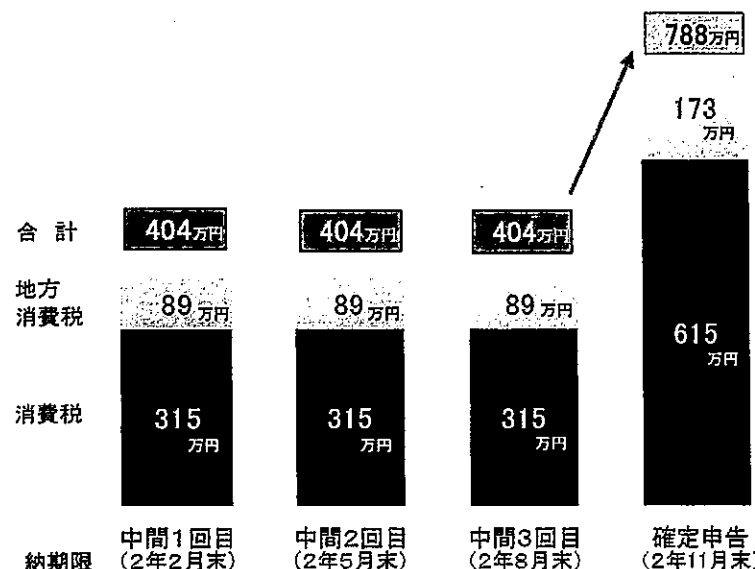


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 400万円
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）

（仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合）



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円
- ※ 地方消費税は引上げ後の税率（1.7%→2.2%）が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円

確定申告時の納付額の増加に備えて、計画的な納税資金のご準備を！

中間申告額のほか、あらかじめ、納付（予納）することもできます。
※ 詳しくは、裏面をご参照ください。

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書や IC カードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



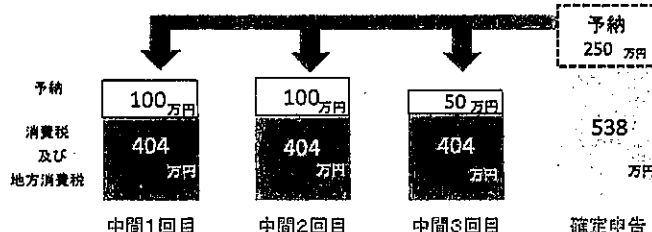
○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

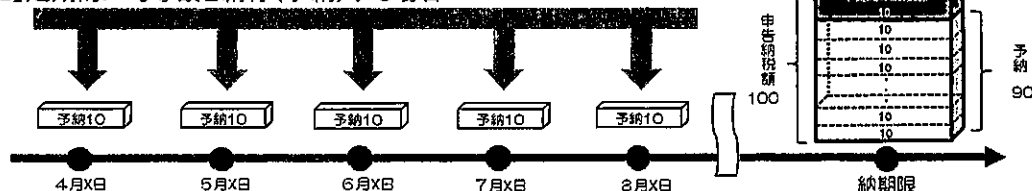
利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



○オモテ面の令和2年9月期の事例について、例えば、中間申告額のほかに、250万円の予納をしていただくと、確定申告時の消費税及び地方消費税額は538万円となり、確定申告時における資金繰りのご負担は軽減されます。

【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から 10% になりました。

（税率 10% への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。）

期限内納付のために

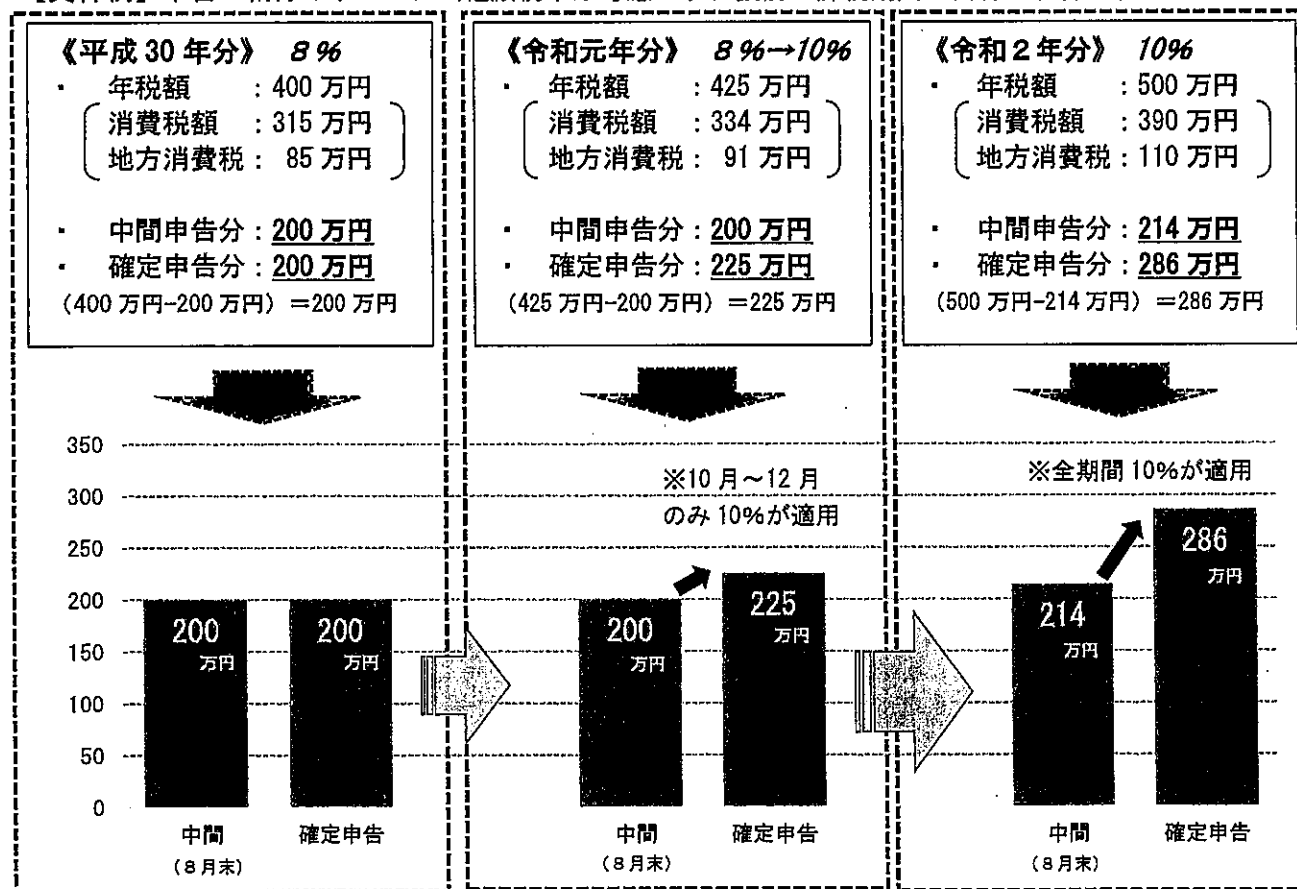
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は 8% の税率で計算されていることから、確定申告では、10% の税率により計算された消費税額（年税額）と、8% の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮せず、直前の課税期間と同様の決算内容と仮定）



（注）上記の税額は、仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合となります。

確定申告時の納付額の増加に備え、計画的な納税資金の準備を！

※中間申告額のほか、あらかじめ納付（予納）することもできます。

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングとの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

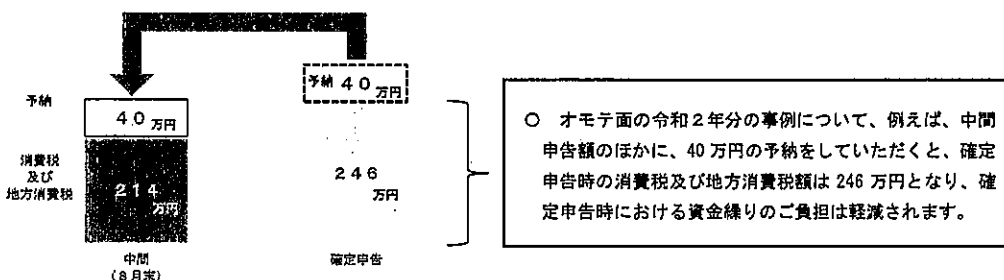
○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

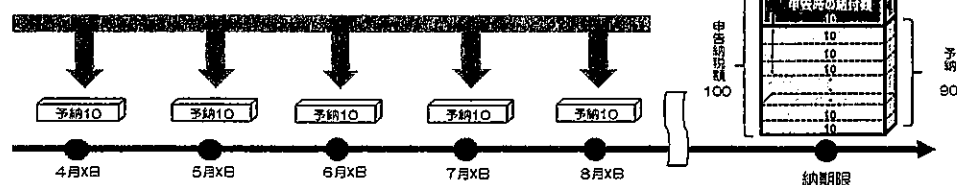
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例 1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例 2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

平成26年4月以降の6年間に於ける東京局間連傘下間税会の会員数増減表

平成26年4月1日現在の会員数が減少した単会数37単会									
間税会名	26.4.1現在	29.4.1現在			2.4.1現在			2年/26年対比%	
	基準会員数	会員数	増減数	増減率%	会員数	増減数	増減率%	増減数	増減率
町田	153	83	▲ 70	54.2	58	▲ 25	69.9	▲ 95	37.9
神田	142	126	▲ 16	88.7	120	▲ 6	95.2	▲ 22	84.5
日本橋	113	241	128	213.3	225	▲ 16	93.4	112	199.1
芝	207	268	61	129.5	242	▲ 26	90.3	35	116.9
麻布	237	325	88	137.1	358	33	110.2	121	151.1
小石川	150	245	95	163.3	274	29	111.8	124	182.7
本郷	91	126	35	138.5	139	13	110.3	48	152.7
上野	88	88	0	100.0	88	0	100.0	0	100.0
浅草	91	97	6	106.6	110	13	113.4	19	120.9
(中 央)	1,411	1,736	325	123.0	1,753	17	101.0	342	124.2
品川	267	361	94	135.2	400	39	110.8	133	149.8
荏原	81	86	5	106.2	100	14	116.3	19	123.5
大森	119	116	▲ 3	97.5	110	▲ 6	94.8	▲ 9	92.4
雪谷	155	143	▲ 12	92.3	143	0	100.0	▲ 12	92.3
蒲田	145	127	▲ 18	87.6	113	▲ 14	89.0	▲ 32	77.9
世田谷	182	166	▲ 16	91.2	107	▲ 59	64.5	▲ 75	58.8
北沢	261	382	121	146.4	386	4	101.0	125	147.9
目黒	332	326	▲ 6	98.2	317	▲ 9	97.2	▲ 15	95.5
目黒	54	46	▲ 8	85.2	44	▲ 2	95.7	▲ 10	81.5
渋谷	322	385	63	119.6	385	0	100.0	63	119.6
(城 南)	1,918	2,138	220	111.5	2,105	▲ 33	98.5	187	109.7
四谷	148	130	▲ 18	87.8	121	▲ 9	93.1	▲ 27	81.8
新宿	281	264	▲ 17	94.0	152	▲ 112	57.6	▲ 129	54.1
中野	230	278	48	120.9	205	▲ 73	73.7	▲ 25	89.1
杉並	100	95	▲ 5	95.0	113	18	118.9	13	113.0
荻窪	278	275	▲ 3	98.9	270	▲ 5	98.2	▲ 8	97.1
板橋	259	274	15	105.8	260	▲ 14	94.9	1	100.4
練馬	100	187	87	187.0	192	5	102.7	92	192.0
練馬	207	321	114	155.1	354	33	110.3	147	171.0
豊島	112	121	9	108.0	109	▲ 12	90.1	▲ 3	97.3
(城 西)	1,715	1,945	230	113.4	1,776	▲ 169	91.3	61	103.6
王子	118	170	52	144.1	158	▲ 12	92.9	40	133.9
荒川	311	484	173	155.6	533	49	110.1	222	171.4
足立	176	301	125	171.0	403	102	133.9	227	229.0
西新井	330	291	▲ 39	88.2	255	▲ 36	87.6	▲ 75	77.3
本所	204	197	▲ 7	96.6	188	▲ 9	95.4	▲ 16	92.2
向島	198	178	▲ 20	89.9	135	▲ 43	75.8	▲ 63	68.2
葛飾	327	311	▲ 16	95.1	429	118	137.9	102	131.2
江戸川北	245	216	▲ 29	88.2	201	▲ 15	93.1	▲ 44	82.0
江戸川南	297	335	38	112.8	374	39	111.6	77	125.9
江東	103	132	29	128.2	173	41	131.1	70	168.0
江東	77	65	▲ 12	84.4	65	0	100.0	▲ 12	84.4
(城 東)	2,386	2,680	294	112.3	2,914	234	108.7	528	122.1
青梅	236	185	▲ 51	78.4	170	▲ 15	91.9	▲ 66	72.0
八王子	110	88	▲ 22	80.0	129	41	146.6	19	117.3
日野	119	185	66	155.5	210	25	113.5	91	176.5
町田	98	97	▲ 1	99.0	108	11	111.3	10	110.2
立川	255	310	55	121.6	300	▲ 10	96.8	45	117.6

東 村 山	146	157	11	107.5	164	7	104.5	18	112.3
武 蔵 野	2,197	1,916	▲ 281	87.2	1,829	▲ 87	95.5	▲ 368	83.2
武蔵府中	168	202	34	120.2	167	▲ 35	82.7	▲ 1	99.4
(西東京)	3,329	3,140	▲ 189	94.3	3,077	▲ 63	98.0	▲ 252	92.4
都 間 連	10,759	11,639	880	108.2	11,625	▲ 14	99.9	866	108.0
横 浜 中	248	335	87	135.1	372	37	111.0	124	150.0
横 浜 南	480	460	▲ 20	95.8	264	▲ 196	57.4	▲ 216	55.0
保土ヶ谷	239	242	3	101.3	219	▲ 23	90.5	▲ 20	91.6
戸 塚	174	173	▲ 1	99.4	176	3	101.7	2	101.1
神奈川・港北	94	165	71	175.5	172	7	104.2	78	183.0
緑 見	264	236	▲ 28	89.4	220	▲ 16	93.2	▲ 44	83.3
川 崎 南	116	110	▲ 6	94.8	109	▲ 1	99.1	▲ 7	94.0
川 崎 北	185	157	▲ 28	84.9	125	▲ 32	79.6	▲ 60	67.6
川 崎 西	255	383	128	150.2	294	▲ 89	76.8	39	115.3
横 須 賀	182	185	3	101.6	195	10	105.4	13	107.1
鎌 倉	186	164	▲ 22	88.2	123	▲ 41	75.0	▲ 63	66.1
藤 沢	98	82	▲ 16	83.7	77	▲ 5	93.9	▲ 21	78.6
平 塚	110	106	▲ 4	96.4	103	▲ 3	97.2	▲ 7	93.6
厚 木	71	61	▲ 10	85.9	41	▲ 20	67.2	▲ 30	57.7
大 和	57	69	12	121.1	70	1	101.4	13	122.8
相 模 原	231	235	4	101.7	240	5	102.1	9	103.9
小 田 原	300	406	106	135.3	413	7	101.7	113	137.7
神奈川県連	77	77	0	100.0	87	10	113.0	10	113.0
千 葉 東	230	252	22	109.6	267	15	106.0	37	116.1
千 葉 西	137	145	8	105.8	160	15	110.3	23	116.8
千 葉 南	90	109	19	121.1	120	11	110.1	30	133.3
成 田	159	232	73	145.9	306	74	131.9	147	192.5
松 戸	166	254	88	153.0	327	73	128.7	161	197.0
柏	150	120	▲ 30	80.0	106	▲ 14	88.3	▲ 44	70.7
市 川	171	385	214	225.1	423	38	109.9	252	247.4
船 橋	219	567	348	258.9	532	▲ 35	93.8	313	242.9
佐 原	229	610	381	266.4	677	67	111.0	448	295.6
銚 子	94	99	5	105.3	103	4	104.0	9	109.6
東 金	217	384	167	177.0	443	59	115.4	226	204.1
茂 原	165	160	▲ 5	97.0	150	▲ 10	93.8	▲ 15	90.9
木 更 津	88	77	▲ 11	87.5	55	▲ 22	71.4	▲ 33	62.5
館 山	112	113	1	100.9	103	▲ 10	91.2	▲ 9	92.0
千葉県連	2,227	3,507	1,280	157.5	3,772	265	107.6	1,545	169.4
甲 府	410	422	12	102.9	408	▲ 14	96.7	▲ 2	99.5
大 月	413	561	148	135.8	607	46	108.2	194	147.0
山 梨	487	488	1	100.2	453	▲ 35	92.8	▲ 34	93.0
山梨県連	190	165	▲ 25	86.8	162	▲ 3	98.2	▲ 28	85.3
局 間 連	17,853	20,428	2,575	114.4	20,327	▲ 101	99.5	2,474	113.9

(注1) 29.4..1現在の増減数及び増減率は、平成26年4月1日現在比であり、小数点第一位以下を四捨五入している。

(注2) 2.4.1現在の増減数及び増減率は、平成29年4月1日現在比であり、小数点第一位以下を四捨五入している。

(注3) 「2年/26年対比%」欄の数値は、令和2年4月1日現在の会員数と平成26年4月1日現在の会員数の比較値であり、小数点第一位以下を四捨五入している。

(参考資料)

間税会の組織拡大強化について

(会員増強・退会防止のために)

令和元年 12 月 11 日

關 口 雅 章

(東京局間連副会長)

1. なぜ会員増強が必要なのか？

現下の厳しい経済情勢や財政事情を背景に長期展望の下、これからの税制を考えると、少子・高齢化社会に対応した社会保障の財源確保のための消費税の重要性は益々高まるものと思料しております。また法人税や資産税に依存した税制から、消費・サービスを含めた均衡の取れた安定的な税体系を構築することが国として求められています。こうした中、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられました。

- 1) 消費税がわが国の税収を支える最も大きな税目となり、間税会の果たすべき役割が益々重要になってきた。
- 2) 消費税率の再引上げや軽減税率制度の導入を契機として国民の関心が高まっており会活動を更に活性化し、会員増強を図る絶好の機会である。
- 3) 物品税協力会からの経験と知識、調査・研究を活かし、消費税の税制及び税務行政に私たちの要望、意見等を一層反映させていくことが重要である。
- 4) 消費税の納税者（事業者）という立場だけでなく、消費税の担税者である消費者にも視点をのけた活動も重要であり、こうした会員増強も必要である。
- 5) 全間連の会長を擁し、活動の拠点として全間連の中核を担っており、組織面・活動面において各局間連のリード役を果たしていくことが期待されている。
- 6) 最重点施策に関する「最終年度」に当たる。

2. 入会したらどんなメリットがあるの？

【間税会の活動はボランティアによる社会貢献活動です】

・税金が安くなったり

・税務調査が甘くなったり

することは、全くありません。

- 同じ地域で活躍する経営者とのコミュニケーションが図られ、各種情報交換の場と人脈が得られます。
- 税制改正等の最新情報・意見交換、税務相談などができます。
- 税務行政への提言ができます。
- 国税当局や税務署幹部との意見交換や懇談の機会があります。

- 税務協力団体等の行事に参加できます。
- 各種講演会や税務研修・バス研修・ゴルフ会などに参加できます。
- 団体保険の加入（割引き）や業務災害保障制度への加入（割引き）等の特典があります。

3. 組織拡大の手順

- ステップ1. 間税会会長の決意表明とリーダーシップ
- ステップ2. 会員増強組織の編成
- ステップ3. 会員増強目標数の決定
- ステップ4. 増強月間（期間）の設定
- ステップ5. 具体的な会員増強活動
- ステップ6. 活動報告と見直し

4. 具体的な会員増強活動

会員勧奨活動の原点は「声を掛ける」ことから全てが始まります。
 先ずは声を掛けてみましょう！！「勇気」と「使命」を持って！！
 「声掛け」なくして「行動なくして」始まりません。

【例】

「間税会って楽しいですよ、勉強にもなるし、入会しませんか？」
 「一度〇〇さんの講演会に来てみませんか？感動しますよ！！」
 「ふらっと、ゴルフ会に来てみませんか？」
 「〇〇さんも会員ですよ。」「〇〇さんも入っていますよ」
 「税務署幹部との懇談会が有るので来てみませんか？」
 「税制改正の情報がいち早く入手できますよ」
 「異業種交流に参加してみませんか？」
 「会費も安いし、何しろ楽しいので入りませんか？」
 「税金の勉強になるので入りませんか？」
 「企業経営に役立ちますよ！！」
 「友達が増えますよ」とか・・・・・・・・

1) 会長の強いリーダーシップのもとに組織増強委員会（仮称）を編成し、
 会員増強目標数を決定し、増強活動強化期間の設定を行います。

- 組織編成（例）・・・・会長が委員長を務め、副会長・理事で構成するなど
- 会員増強目標の設定（例）・・・・単位間税会の増強目標数（必達）、会長10名・副会長5名・理事2名など
- 強化期間（例）・・・・11月～1月（三か月間）、2月・3月（短期決戦）など

2) 5W1Hに基づいて、誰が、いつまでに、何処で、どうやって、何人集めるか
 といった具体的な計画を立てる。

- 誰が・・・会員全員が、理事が、組織委員会メンバーが、など
- いつまでに・・・何時でも、令和2年3月31日までに（最終）
- どこで（だれを）・・・

- ・会社関係（得意先・仕入先・協力会社・取引銀行・顧問税理士・役員・従業員・家族など）
- ・税務関係団体（法人会・税理士会・青申会・納連・優申会等）
- ・各種団体（業界団体・地域団体・商工会議所・商工会・ロータリークラブ・ライオンズクラブ・商店会・自治会・交通安全協会・警察懇話会・防火協会など）
- ・士・師の業界・・・弁理士・税理士・弁護士・介護士・司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・保育士・医師・歯科医師・看護師・薬剤師・美容師など）
- ・趣味の会・・・ゴルフ会・将棋の会・囲碁の会・俳句の会・カラオケの会・ウォーキングの会・旅行の会など
- ・行付けの場所・・・理髪店・美容院・スナック・居酒屋・蕎麦屋・寿司屋など
- ・正会員だけでなく、賛助会員やファミリー会員、担税者（消費者）への勧奨をする。

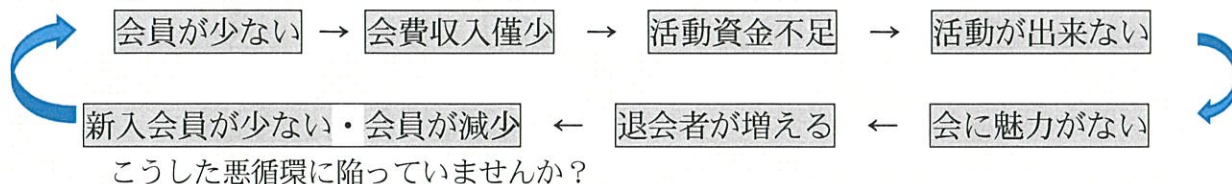
- どうやって・・・会員紹介・研修会や講演会で、モデル会の指定、地元金融機関の支援・協力（役員への就任）と勧奨活動

3) 勧奨のためのツールを用意する。

- ①間税会のしおり（全間連で作成しているものなど）
- ②間税会の入会のご案内
- ③入会申込書
- ④「会報」「全間連や東京局連の会報」
- ⑤クリアファイルとパンフレット
- ⑥その他

5. 会の活性化（会員満足度の向上）と退会防止

会員にとって魅力ある会活動を活発に行っている会は、会員も順調に増加していますが、会員を引き付ける魅力ある事業をしていない会にあっては、会員が増加しないばかりか、逆に会員の減少に繋がっています。折角懸命な勧奨活動をして新しい会員を獲得したにも関わらず、退会する会員も多く中々実増につながらない会も多いものと思います。その中でしっかり会員増を実現していることは素晴らしいことです。一方



【会の活性化（退会の防止）】

〔基本的な考え方〕

- 魅力ある質の高い楽しい会活動（事業・行事など）を行う
- 会務運営の見える化を図る（広報の活用・事業のスケジュール化・情報発信）
- 間税会理念（存在意義）の理解と浸透
- 「税の標語」募集活動の促進
- クリアファイル（パンフレット）とDVDの活用促進
- 「消費税研修」の実施
- 「モデル会」への積極的な参加
- 保険契約の促進（会員・単位間税会・全間連の三方よし）

〔具体的な実施手法等〕

- 1) 研修会・講演会・親睦会・見学会・ゴルフ会の開催（創意・工夫が必要）
- 2) 「税の標語」募集で活性化を図る（会員・商店街・学生・職場・担税者など）
- 3) 「消費税研修」を積極的に実施し会員のみならず会員勧奨につなげる
- 4) 上部団体役員は積極的に局間連・県連・地区連の行事・事業に参加する
- 5) 組織の強化（単位間税会会長の決意・会長の専任・会議の開催など）
 - 〃 （副会長の専任と役割分担の明確化と積極的な参画）
 - 〃 （不活性役員・会員の整理と人事政策など）
- 6) 青年部や女性部の活性化を図る（予算を計上し活動を支援・促進する）
- 7) 税務協力団体や商工会議所・ロータリークラブやライオンズクラブ等との連携・協賛事業の促進
- 8) Tシャツやジャンパー・のぼり等PR品の製作
- 9) 会員や会への活動に対する表彰促進
- 10) 協力団体幹部等との交流会（ゴルフ会など）の開催
- 11) 会報の発行・ホームページの充実
- 12) 消費税滞納防止（期限内納付）運動への積極的な取り組み
- 13) 上部団体各委員会会議へ積極的に参加し、単位間税会への報告と周知を図る
- 14) メディアへの積極的なアプローチ（取材・記事提供など）
- 15) 会議や行事の出欠状況を記録し活性化につなげる
- 16) 会員紹介者と会員との連携を図る（退会防止）
- 17) 役員や会員同士の懇親を図る
- 18) 他会の取組事例の共有と実践
- 19) 全間連で取り組んでいるジブラルタル生命保険や東京海上日動火災保険を活用し、財務基盤の強化を図る（会員特典を活かす・予算化する）
- 20) 会費未払い会員の督促と退会勧奨・防止
- 21) 近隣間税会等との交流促進
- 22) その他